

平成23年5月12日  
関東森林管理局

## 森林土木工事の有資格者の皆様へ

国有林野事業における治山・林道工事の入札については、総合評価落札方式を含めた一般競争入札により実施しているところですが、極端な低価格による受注が行われた場合、工事の品質確保への支障、下請けへのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底などが懸念され、適切な工事の履行が確保されないおそれがあることから、当局においては、次の措置を実施することとしましたので、お知らせいたします。

### 施工体制確認型総合評価落札方式の試行

低入札調査基準価格未満での応札で、応札者（調査対象者）が適正な契約履行がされないおそれがある場合には、会計法第29条の6第1項により、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を当該契約の相手方とすることができることとなっています。

関東局としては、これらの対応として、手抜き工事や施工ミス等による品質の低下及び下請業者へのしわ寄せ等による安全確保の不備を防止することを目的として、従来の総合評価に加え、入札価格のコスト構造や下請との関係を書類及びヒアリングにより審査し、施工体制の確保力を確認する「施工体制確認型」を導入することとし、予定価格1億円以上の工事について施工体制確認型総合評価落札方式による総合評価一般競争入札を試行します。（別添フロー図参照）

なお、緊急性を要する災害復旧工事等については除きます。  
詳細については、入札案件ごと公告時に示すこととします。

### 品質確保対策の対象の拡大

#### (1) 前金払の縮減

現行では、低入札に係る前金払いの上限額の縮減の対象外となっている予定価格1,000万円以下の工事についても、1,000万円を超える場合と同様の基準額を設けて、これを下回った低入札に係る契約については、前金払いの上限を請負代金額の10分の4から10分の2に引き下げます。

#### (2) 契約保証金の増額

現行では、低入札に係る契約保証の下限額の増額の対象外となっている予定価格1,000万円以下の工事についても、1,000万円を超える場合と同様の基準額を設けて、これを下回った低入札に係る契約については、契約保証金の下限を請負代金額の10分の1から10分の3に引き上げます。

#### (3) 受注側技術者の増員

低入札を行った場合にあつて、過去2カ年の竣工工事で成績評定点が65点未満を通知されたことがある事業者については、技術者（現場代理人）を1名増員することを義務付けます。

品質確保を重視した配点の措置

- (1) 低入札価格調査対象の有無について、無の場合は、評価点の配点を1点から3点に加点（過去2年間に入札した工事に低入札がなかった場合の措置であるが、低入札であっても工事成績評定点が75点以上であれば加点の対象となる。）
- (2) 工事成績評定点について、過去2年間の平均が80点以上の場合は、評価点の配点を3点から5点に加点
- (3) 発注官署の事業実施区域内に本店、支店又は営業所がある場合の評価点を2点から1点に減点

実施時期について

平成23年5月16日以降に公告する該当工事より適用します。

お問い合わせ先  
関東森林管理局総務部経理課  
契約適正化専門官  
TEL 027-210-1149